

令和4年 第2回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和4年10月5日(水)	
招 集 場 所	尾三衛生組合議会議室1	
開 会	令和4年10月5日(水) 午後1時30分	
閉 会	令和4年10月5日(水) 午後3時22分	
出席議員	1番 永野雅則 2番 大川博 3番 川嶋恵美 4番 舟橋よしえ 5番 渡邊郁夫 6番 阿部憲明 7番 真子伸生 8番 塚本直樹 9番 加藤達雄 10番 加藤啓二 11番 比嘉浩二 12番 門原武志	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管理者 近藤裕貴 副管理者 小山祐 副管理者 井俣憲治 事務局長 加藤慎司 次長兼会計管理者 石原稔久 次長兼業務課長 竹谷富雄 調整監兼新炉建設室長 水野寿人 総務課長 岸利克 施設課長 小林克人	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 石原稔久 議会事務部局書記 田中正道 議会事務部局書記 増田啓介	
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課長 近藤伸治 みよし市環境課長 水野貴行 東郷町環境課長 都築英	
会議録署名議員	1番 永野雅則 2番 大川博	

令和4年第2回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和4年10月5日（水）

午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長諸報告

(2) 議会運営委員会委員長報告

日程第4 一般質問

日程第5 議案第7号 尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第8号 令和3年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第9号 令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議員提出議案第1号 議員派遣について

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について

令和4年 第2回 尾三衛生組合議会 定例会
議事の経過

(開会 午後1時30分)

田中書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

令和4年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りましてありがとうございます。
本定例会に提案されておりますのは、議案第7号から議員提出議案第1号の、議案4件と報告1件であります。
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。
管理者招集挨拶、近藤管理者。

近藤管理者

皆さん、こんにちは。
令和4年第2回尾三衛生組合定例会の開会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
本日の定例会に上程させていただきます議案でございますが、私どもから提出させていただきます案件といたしましては、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをはじめまして3議案でございます。
慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

加藤議長

ありがとうございました。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、1番永野雅則議員、2番大川博議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員より、例月出納検査につきまして、令和4年5月分から8月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しております、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。

大川議会運営委員長。

大川委員長

議長よりご指名がありましたので、本日午後1時より開催した議会運営委員会についてご報告申し上げます。

一般質問につきまして、3名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をしました。質問時間は同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないこととしました。

付議された議案につきましては、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、令和3年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）及び議員提出議案として議員派遣についての、計4議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、3名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いについては、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は2回、質疑時間は、1議案につき15分以内、以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。
日程第4、一般質問を行います。
通告により発言を許します。
3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

3番川嶋恵美。
通告に従い一般質問をさせていただきます。

世界は脱炭素社会、カーボンニュートラルを目指しており、経済産業省は9月22日、企業が二酸化炭素の排出量を市場で取引する実証事業、カーボンクレジット市場を始めました。

また、昨年、東京で行われたオリンピックでは、初めて電気製品の寄附に国民が積極的に関与し、かなりの量の金、銀、銅が集まりました。メダルに使用された金属の100%がリサイクル材料で、金メダル1個のメッキに、大体200個のスマートフォンが使われているそうです。集められた電気製品は、廃棄物にしないで全部何かに使われ、生かされたとネットに記載がありました。

例えば、スマートフォンのガラスはメダルになりませんが、セメントの中に入れて再利用するなど、携帯電話1台を分解しただけでも様々な素材の部品が出ます。これらを100%リサイクルしたそうです。

プラスチックの部分など、リサイクルするより捨てたほうがよっぽどコストがかからないのではないかと思いますが、捨てるということは、経済的には安いかもしれません、その環境での処理まで経済に入れて考えると、実は高いコストを誰かが別で払っていくことになるとの考え方も示されており、私も賛同いたします。

使われなくなった家電などには、金、銀、銅をはじめ、レアメタルなどの貴重な金属が含まれていて、それがいわゆる山奥の鉱山のような場所ではなく、ごく身近な家庭や企業に眠っていることから、都市鉱山と呼ばれています。

では、その都市鉱山を私たちはどれほど生かしているのかといいますと、金で見てみると、国内で使われなくなると見込まれる小型家電に含まれる量に対し、リサイクルされているのは8%ほどだということです。

日本は資源に乏しいと言われていますが、見方を変えると、自国の中にいっぱい資源が眠っているということになります。冷蔵庫などの大型家電は比較的リサイクルが進んでいますが、携帯電話のように小さいものは邪魔にならないので、しまい込んでいる人が多いということで、小型家電はまだまだ進んでいません。

そこで、質問いたします。尾三衛生組合各市町での小型家電等の処分方法はどうでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長、加藤。

当組合に搬入された小型家電等は、売却先である豊田市内の業者に搬出され、多くの小型家電は、破碎後、鉄や銅、アルミニウム、プラスチック等に選別され、リサイクルをされています。また、携帯電話端末やパソコンなどの高品位のものにつきましては、手解体、手選別により基盤を取り出し、リサイクルされております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

破碎後、鉄や銅、アルミニウム、プラスチック等に選別されリサイクル、高品位のものは基盤を取り出し再資源化されているとのご答弁でした。

搬入された小型家電は、そのまま売却しているということでしょうか。それとも、リサイクル、再資源化された状態での売却となるのでしょうか。

あともう1点、売却価格はどのように算定されているのか、お尋ねいたします。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

当組合では、電源コードを切断し、フロンガスを使用しているものからはフロンガスを抜き取った状態で売却をしています。

売却価格につきましては、品目ごとのキログラム単価に基づき算定をしております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

電源コードを切断し、品目に分けて売却していることです。こちらが処分費を支払って処理してもらっているのではなく、業者さんが買い取ってくださっているということは、ある程度の利益があるということと、ごみからレアメタルを取り出す技術があるということです。

このような処理能力を当組合で持つことは可能でしょうか。お考えをお聞かせください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

レアメタルを抽出するには専門的な技術を要する上に、資源の売却については市場価格に大きく影響を受けることから、専門業者に資源として売却することが合理的であると考えております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

今の状況はよくわかりました。

レアメタルは貴重な資源です。私たちが使用している身の回りのもの多くに利用されていますが、大変貴重な物質で、生産量はかなり少なく、代替品も開発されていない状況です。今まで輸入に頼っていたレアメタルも、輸出国の規制により、輸入することも大変難しくなってきました。

そんな背景から、レアメタルのリサイクル事業が今注目をされています。使用済みの小型家電などの製品を集めて、そこからレアメタルを回収することで、問題となっている都市鉱山をリサイクルの力で解決しようしています。ご家庭で眠っている小型家電を廃棄したり、そのまま眠らせておいたりせずに再利用することで、日本の産業、経済を守ることにつながります。

人口72万人の神奈川県相模原市の清掃工場の焼却炉から、1年間で約31キロの金と銀が回収されました。

一般ごみとして捨てられる小型家電類の基盤などには貴金属が含まれ、焼却炉メーカーが、ごみとして捨てられた基盤などから金、銀を回収する技術を編み出しました。相模原市の焼却炉は流動床式ガス化溶融炉で、高温で炉内を流れる砂にごみを入れ、ガスと炭化物などに分解します。通常は鉄やアルミを回収しますが、焼却炉メーカーは2018年度から金、銀が回収できないかを検討し、3基ある炉の底に積もった比重の重い砂から金、銀を回収する特許技術を編み出しました。回収された31キロの金、銀は時価1億円相当で、特許を持つ焼却炉メーカーの収益などを差し引いた約3,700万円が相模原市の雑収入になりました。焼却炉メーカーでは、回収した金、銀の濃度や質についてさらに調査し、パラジウムや白金、レアアースなども含まれていないかをさらに研究する方針だそうです。

では、金、銀が取れる廃棄物として小型家電類にはどのようなものがあるかといいますと、一般家庭に存在するパソコンと周辺機器、スマホなど受信機、電動工具、電子レンジ、炊飯器、扇風機、ドライヤー、照明器具などの家電、パソコンのプロセッサー装置、古い電話のコードなど、旧式の電子機器ほど金の含有量が高いそうです。

紹介した焼却炉メーカーでは、今後も会社と大学と連携をして、さらにレアメタルを取り出せないか研究をされています。

S D G s 貢献にも価値ある取組である資源採取の可能性を探ってもらいたいと考えますが、組合のお考えをお聞かせください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

プラントメーカーにも相談したところ、当組合のストーカ式焼却炉からは、貴金属などの資源を取り出すことは困難であると回答をいただいております。

ただし、可燃物に混入している鉄につきましては、焼却後の灰の中から磁選機で取り出し、売却をしている状況でございます。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

当組合の焼却炉では貴金属などの資源を取り出すことは困難とのご答弁ですが、貴金属が混入していても廃棄されているということでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

処理方式が異なることから、溶融炉に比べまして焼却炉への貴金属の混入は多くありませんが、可燃ごみの中に貴金属等が入っていた場合は、焼却後、焼却灰として埋立処分やセメント原料に資源化をされております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

処理方式により、貴金属の混入はあまり多くないとのご答弁でした。

可燃ごみに混入されないように、周知徹底をお願いいたします。

それでは、延命化目標年度（令和11年度）終了後の組合施設整備方針に新炉建設の意向が示されました。今後、レアメタルなど回収できる研究が進むと考えられますが、流動床式ガス化溶融炉等、今後研究開発される最新のものなど導入についてのお考えはありますか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

処理方式につきましては、廃棄物処理施設基本計画の中で決定していきますが、流動床式ガス化溶融炉も含め、様々な処理方式の中から選択することとなります。

また、最新のごみ処理技術の動向等も情報収集をしながら、脱炭素社会への対応、建設費や維持管理コストなどを総合的に判断して決めるものとなります。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

決定しなければいけない時期に開発が進んでいる処理方法などをしっかりと検証して、都市鉱山からリサイクルできるシステム導入でSDGsに取り組んでいただきたいと申し上げ、質問を終わります。

加藤議長

これにて3番川嶋恵美議員の一般質問を終わります。

次に、4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

通告に従い、これより一般質問させていただきます。

今回の質問項目は2つです。

1つ目の項目は、令和4年3月にまとめられました施設整備検討業務報告書から、今後問題になってくるであろうことについて質問いたします。

同報告書の施設整備方針案は、再延命化工事あり・再延命化工事なし・施設更新の3案について、各案の概要が示されています。そして、最後のページには、施設整備方針のまとめとして、比較検討の結果、費用面では再延命化工事ありが最も優れた整備方針案となった。しかしながら、組合の現施設は発電設備が備わっておらず、エネルギー回収型廃棄物処理施設となっていない。また、みよし市は令和元年、日進市は令和4年にゼロカーボン宣言を行っている。以上のことから、国が目指す2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ライフサイクルコストとは別に、新施設の建設についても検討すべきものと考えると書かれています。

そして、先月開かれた議員向けの議会説明会においては、組合を構成する3市町の意向として、いずれも施設の更新であることが明らかになりました。今後は、令和12年度から令和15年度に新炉建設、令和16年度稼働に向け準備を進めることになりますが、改めて施設の更新と決まった経緯について、検討過程はどうであったか、お答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

平成21年度に策定しました施設整備基本構想や平成25年度に策定しました長寿命化計画では、延命化工事を実施することにより、令和11年度末まで施

設を延命することといたしました。そして、平成28年度に策定しました第2期ごみ処理基本計画で、令和12年度より新施設の稼働を目指すとしておりました。

しかし、令和2年度に策定しました尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画や、令和3年度に実施いたしました施設整備検討業務とともに、令和4年度に改めて施設整備方針の検討を行い、組合市町の意向といたしまして、令和16年度の供用開始を目指し、施設を更新していくといった意向を確認したところでございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

費用面では再延命化工事ありが最も優れているとしながらも、最終的には施設の更新と決定したことの一番のポイントはどのようなことでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

費用面だけではなく、現在の焼却施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設とはなっていないことから、新しく施設を整備することで、国の目指すカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組に合致する施設にすることが最適であると組合市町の考えが一致した結果であると受け止めております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

通告いたしました2番目と3番目の中項目は関連をいたしますので、まとめてお聞きします。

新たな炉を建設する計画においては、将来ごみ量の設定及び人口の将来予測が非常に重要になってくると考えます。

将来の予測値が第2期ごみ処理基本計画に基づいているのであれば、今年度策定する第3期ごみ処理基本計画で将来ごみ量の推計値や将来人口が違ってくれば、この報告書の必要な部分については見直しをすると考えてよいのでしょうか。

特に人口推計は、報告書で示されている令和4年の人口が10月1日を基準日としているのであれば、現状よりも約3,000人程度多く示されています。見直しは必ず必要と考えますが、いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

施設整備検討業務で取りまとめました報告書は、令和2年度に策定しました尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画をもとに検討しております。

しかし、令和4年度には、プラスチック資源循環促進法が新たに施行され、組合市町では新たに製品プラスチックの回収を検討していると聞いておりますので、今年度策定している第3期ごみ処理基本計画では、プラスチック回収を反映した計画を策定しています。

当組合といたしましては、今後におけるごみや資源の状況、人口推計を含めた様々な要因に伴って生じる施設規模などの変更につきまして、最新の情報収集に努め、最終的には廃棄物処理施設基本計画策定時における組合市町の状況により決定をしてまいりたいと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

見直しについては基本計画の策定時と言われましたが、来年度策定することになっております基本構想においても、この基本構想を策定する段階においても、将来ごみ量や将来人口が必要になった場合には、見直しをした推計値を使っていただきたいと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

再来年度に実施を予定している基本構想の策定は、今年度策定するごみ処理基本計画の推測値を使用いたしますので、見直しが生じた場合は、必要に応じて推計値の見直しをいたします。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

基本構想って来年度じゃなかつたんですかね。再来年度でしたかしらね。

加藤事務局長

失礼いたしました。来年度に訂正させていただきます。失礼しました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、住民説明会も開くことになっていますが、これはどのように開催するご

	予定でしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	近隣の行政区を対象に、説明会を開催していきたいと考えています。
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>報告書に示された施設更新の整備スケジュールでは、住民説明会を令和6年度と令和11年度の2回開く予定となっています。なぜ2回開催する予定とされたのでしょうか。</p> <p>そして、注意書きとして「隣接する住宅地を考慮して、地域計画策定前に住民説明会を実施することが望ましい」とあります。これについてもう少し詳しくご説明ください。</p>
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	<p>現在の整備スケジュールで説明させていただきます。</p> <p>令和6年度に予定している説明会は、地域計画策定前に行い、近隣住民の理解を求めるためを行うものでございます。令和11年度に予定している説明会につきましては、新炉建設における環境影響評価の結果及び今後のスケジュールについて近隣住民に説明を行うものでございます。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>そもそも、地域計画とはどのようなことについての計画なのでしょうか。</p> <p>策定前に住民説明会を開くのは、住民の意見を反映するために開催するのでしょうか。</p> <p>また、建設工事着手後にも、令和13年度策定となっていますが、工事を着手した後にも開催されるというのはなぜでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	地域計画とは、循環型社会形成の推進を図るために、廃棄物処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針に沿って策定し、この計画に基づく施設

整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な計画となります。

地域計画策定前に住民説明会を開くのは、住民の意見を反映するためではなく、先ほど答弁いたしましたとおり、国に施設整備事業計画を提出する前に、先に近隣住民に施設整備について説明をするものであります。

地域計画の策定期間は5年を標準とし、7年を上限とするとされておりますので、令和6年度は、令和7年度から令和13年度までの整備計画事業を対象とし、令和13年度の策定につきましては、令和14年度からの整備事業について策定することになります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、来年度策定予定の基本構想について、これはどのように策定をされるお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

来年度事業でございますので、予算編成前ということで、現時点で確定したものではございませんが、基本構想では、新施設を整備する上での基本的事項を整理することになります。

なお、策定方法につきましては、業者委託を想定しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今、基本的事項を整理するというふうにご答弁ありがとうございましたが、この施設整備検討業務報告書には、施設の概要や概算費用についても既に触れられています。これはまさしく基本的事項に当たるのではないかと考えます。

委託をされた業者は、今できているこの報告書に基づいて基本構想を策定するということでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

基本的事項とは、ごみ処理の基本方針、施設の計画概要、安全対策、整備スケジュール、余熱利用計画などになります。

施設整備検討業務報告書は、現施設の延命化後、令和12年度から尾張東部衛生組合との集約化までの施設整備検討を行うため策定したものでございます。広

域化の検討業務で示された施設規模を現施設の処理方式で検討したものになります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

新たな施設整備に向けては、平成30年第2回定例会で白井議員の質問に対して、「新施設稼働に向け委員会を設立し、施設の規模、処理方式、運営方法、PFIなどについて調査・研究を総合的に行っていく。委員会には市民の方々にも加わっていただくことは重要であると考えている」と答弁されました。

現時点でのこの委員会設立に向けてはどのように考えておられるでしょうか。また、市民も委員として加わると考えていてよろしいでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

施設の処理方式などを決める廃棄物処理施設基本計画策定時には、有識者の方を交えた委員会の設立を考えています。現時点では、委員会のメンバーに市町担当者、公募住民等の方も加えた委員会の設立を考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、新炉建設の建設費分担割合についてお聞きます。

現在の炉の建設時には均等割対人口割が2対8の割合だったと聞いております。これについての見直しをされるお考えはおありでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

前回の分担金の見直しの検討時には、建設に要する経費の負担割合は対象とはしておりませんし、現時点で組合市町から見直しを行いたいといった要望は聞いておりません。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、均等割2割・人口割8割という建設費に関しての分担割合は何を根拠にしてこのように決められたのか。わかる範囲で結構ですので、教えてください。

加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	<p>昭和49年の規約では、負担金割合は建設費と運営費の区別がなく、均等割10%・人口割90%と規定しておりましたが、昭和50年の規約改正により、建設費の負担割合は均等割20%・人口割80%、運営費の負担割合は搬入量割50%・人口割50%に改正されました。</p> <p>なお、改正された根拠については、現在ではわかりかねます。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>施設の更新には、工事費が189億6,000万円かかると試算をされております。また、この金額に加えて、造成工事費や仮設道路整備費なども必要になってきます。新施設建設のための基金についても今後検討していかなければならぬと思いますが、建設に要する経費の負担割合は基金の負担割合に直結するものを私は考えますので、現在の炉を建設する際の割合、すなわち均等割対人口割が2対8を踏襲することが適當なのかどうか。先ほどご答弁がありましたように、それが昭和50年に決められたことということも踏まえますと、ぜひこれについては検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>では、2項目めの質問に移ります。</p> <p>2項目めは、ごみ減量のインセンティブにつながると期待されている分担金及び負担金の3市町負担割合の変更に関することについて質問をいたします。</p> <p>今年6月に発行されました美化だより、これですけれども、この美化だよりの第39号2ページに、3市町の分担金及び負担金の3年間の推移が掲載されています。そして4ページには市町ごとのごみ搬入量と一人1日あたりの平均搬入量の推移が掲載されています。</p> <p>2ページ本文に書かれているように、ごみを減らす努力をすれば市町が負担するお金が減るものと考えていましたが、この美化だよりを見る限りでは、日進市と東郷町は令和3年度ごみ搬入量、一人1日あたりの平均ごみ搬入量がどちらも前年度より減少し、みよし市は増えていますが、令和4年度負担割合を見ると、東郷町は減少、日進市は増加、みよし市は変化なしです。どうしてこのようなことになるのでしょうか。ご説明ください。</p>
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	美化だよりに掲載されております市町ごとのごみ搬入量は、各年度における総搬入量になります。

分担金の割合は、規約に基づき、前々年の10月1日から前年の9月30日までのごみ搬入量と前年の10月1日における住民基本台帳人口の割合から算出をしております。

なお、算出に用いるごみ搬入量は、組合市町との覚書により、令和3年度より有料ごみ等を除いた搬入量としております。

分担金に用いるごみ搬入量では、日進市の削減率が組合市町の中で一番低かつたため、負担割合が増加する結果となったものでございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

分担金の算出に用いるごみ搬入量は、美化だよりに掲載されているごみ搬入量ではなく、有料ごみ等を除いた搬入量とのことですが、有料ごみ等とは具体的にどのようなごみでしょうか。そして、その量はどれだけなのか。分担金算出に用いるのと同じ、10月1日から9月30日について、3市町の令和2年度、3年度、4年度について具体的にお示しください。

さらに、算出に用いる3市町のごみ搬入量がどれだけなのか。これも、2年度、3年度、4年度の分担金算で用いた値をそれぞれ答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

まず、有料ごみ等でございますが、有料ごみにつきましては、組合市町の許可を受けた許可業者が搬入するごみと、1日許可により住民の方などが搬入するごみでございまして、そのほかに、地元諸輸区から搬入された減免ごみを含めて、有料ごみ等しております。

まず、令和2年度から令和4年度における有料ごみ等の量でございますが、市町ごとに申し上げますと、日進市が、令和2年度6,830トン、令和3年度6,413トン、4年度6,361トン。みよし市が、令和2年度5,764トン、令和3年度5,515トン、令和4年度5,410トン。次に、東郷町が、令和2年度3,246トン、令和3年度3,168トン、令和4年度3,565トンとなります。

次に、分担金の算出に用いる有料ごみ等を除いた搬入量でございますが、日進市が、令和2年度2万2,059トン、令和3年度1万5,696トン、令和4年度1万5,654トン。みよし市が、令和2年度1万7,146トン、令和3年度1万1,511トン、令和4年度1万1,326トン。東郷町が、令和2年度1万2,070トン、令和3年度8,655トン、令和4年度8,350トンになります。

なお、有料ごみの除外につきましては令和3年度からとなりますので、令和2年度につきましては、搬入されたごみの総量ということになっております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

美化だよりに掲載をされているごみの一人1日あたりの平均搬入量は有料ごみ等を含んだものであり、各年度、4月1日から翌年3月31日までの量ということになるので、令和2年度は別として、令和3年度、4年度の今お答えいただいた2つの数字、有料ごみ等と分担金算出に用いる搬入量を足しても、美化だよりのこの数字にはならないということは理解をしました。

理解をしましたが、では、分担金算出に用いる搬入量でごみ一人1日あたりの平均搬入量を計算するとどうなるのでしょうか。令和元年10月から令和2年9月末までと令和2年10月から令和3年9月末までについて、3市町それぞれお答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

分担金算出に用いるごみ搬入量で算出をしましたごみ一人1日あたりの平均搬入量は、令和元年度10月から令和2年度9月末までが、日進市465グラム、みよし市515グラム、東郷町539グラム。令和2年10月から令和3年9月末までが、日進市461グラム、みよし市507グラム、東郷町522グラムでございました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今お答えいただいた数値で、日進市の削減率が、みよし市、東郷町に比べて少ないことがよく理解できました。

ただ、美化だよりの現在の表記の仕方では、住民の皆さんに誤解を与えかねません。

少なくとも2ページの算出方法のごみ搬入量割合については、有料ごみ等を除いたごみの割合であることを書くべきであると思いますが、この点についていかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

わかりにくいということでございますので、誤解を招かない表記となるよう検

討いたします。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

そこはよろしくお願ひします。

では、分担金及び負担金の負担割合について、ごみ搬入量割合の比率を高めたことについては、ごみを減らそうというインセンティブが働くものとして、これは評価できることと思います。しかし、有料ごみ等を除いた搬入量で算出するということが、逆に、住民のごみ減量意欲に水を差すことになってはならないと考えます。

見直しをしたときには、その検証をすることが重要と考えます。分担金及び負担金の負担割合算出におけるごみ搬入量と人口割合を変更したことの効果、そして、令和4年度からこれ以降、ごみ搬入量7割・人口3割の、この割合についても、この妥当性について検証をどのように実施されるお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

分担金割合の変更をした令和3年度と令和4年度を比較いたしますと、全ての市町において分担金に用いるごみ搬入量が減少しております。これは、当組合や組合市町などが取り組んでまいりました様々な施策によりごみの減量につながったものと考えております。

分担金割合の妥当性の検証につきましては、市町の規約変更に基づくものでございますので、組合市町で検証していくものと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

ごみの減量は、本来、有料ごみ等も含めたごみの総量を減らしていかなければならぬことは誰もがわかっていることだと思います。

先ほどお答えいただきました有料ごみ等の量の推移では、理由はわかりませんが、東郷町さんが大きく増加をしていました。3市町で構成する衛生組合だからこそ、互いに競い合ってごみ減量ができる、それが一番よいことであり、それは有料ごみ等についても言えることだと思います。

分担金割合を変更したことの検証、特に有料ごみ等を除いていることの問題と、ごみ搬入量の割合を7割よりもさらに高めることも含め、先ほどは組合市町で検証と言われましたが、それは当然、管理者、副管理者の皆さんで話し合った上で、それぞれの市町の規約変更ということになりますので、管理者、副管理者

のお三方にはぜひとも話し合っていただきたいと要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

加藤議長

これにて、4番舟橋よしえ議員の一般質問を終わります。

次に、12番門原武志議員。

門原議員

12番門原武志でございます。

私は、2つ一般質問を行います。

1つは、職員への新型コロナウイルス感染症の広がりについてでございます。

もう1つは水銀対策でございます。

いずれの項目も、これまで組合当局におかれましては、我々議員のみならず、住民の皆さんに的確な情報発信していただきまして、安心につながっていると評価したいと思います。

では、質問に入ります。

これまで新型コロナ感染症で陽性とされ休んだ職員の数を教えてください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

陽性者としまして特別休暇を取得した職員数は、一般職員5名、再任用職員2名の、計7名となります。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

これも確認ですけども、これまで新型コロナ感染症の陽性者の濃厚接触者とされ休んだ職員の数を教えてください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

濃厚接触者として特別休暇を取得した職員数は、一般職員6名となります。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

そこで確認なんですか、濃厚接触者とされた職員には検査を受けてもらっているでしょうか。

加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	濃厚接触者と判定された職員が職場復帰をする際には、当組合で用意しております抗原検査キットを使用し検査を行うこととしております。
加藤議長	12番門原武志議員。
門原議員	組合の運営に影響があつてはなりませんので、それについてもう少しお聞きします。 陽性者または濃厚接触者とされ特別休暇となった職員が同時にいた最大数を教えてください。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	特別休暇となった職員が同時にいた最大数は3名でございまして、内訳としては、一般職員2名と再任用職員1名でございます。
加藤議長	12番門原武志議員。
門原議員	幸い、最大でもそれだけの人数が同時に発生したということですので特段の影響はなかったのではないかと思いますが、今後も、同時に職員がたくさん休んで組合の運営に支障がないようにお願いしたいと思います。 次にまいります。 委託先の業者の職員が新型コロナ感染症で休んだ場合、代替の人は確保されているでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	新型コロナウイルス感染症で委託業者の職員が休業となった場合は、委託業者において人員の調整を行い、ごみの受入れや焼却業務等に影響がないよう対応していただいております。
加藤議長	12番門原武志議員。
門原議員	ありがとうございます。

次にまいります。

このことも、焼却の排気ガスから水銀が検出され、また、使用している井戸から水銀が検出されということで、それから一生懸命調査をされ、結果を我々議員だけではなくて、近隣住民の皆さんにも適切に説明されているということで、丁寧な対応にまず感謝と敬意を申し上げたいと思います。

確認ですけれども、水銀除去対策試験結果から、今後どのような対策を実施されるのか、ご説明ください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

水銀除去対策の試験結果から、高反応消石灰に活性炭を混合することで排ガス中の水銀除去の効果が確認できましたので、今後は、活性炭入り薬剤を排ガスに吹き込む対策をしてまいります。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

今ご説明いただいた対策で見込まれる費用をお示しください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

高反応消石灰に活性炭を混ぜた薬剤に切り替えたことにより、年間約700万円の増額を見込んでおります。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

費用面、当然かかってくるわけでございますけれども、安全を確保するため必要な経費、コストだと理解したいと思います。

参考までに、近隣のほかの施設での水銀対策等の状況をお示しください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

令和4年1月に愛知県内の24施設を調査したところ、14施設が活性炭による対策をしておりました。

加藤議長

これにて、12番門原武志議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終了します。

日程第5、議案第7号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第7号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」説明させていただきます。

提案理由といたしまして、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に準ずるため、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化及び育児休業の取得回数制限の緩和に伴う整理となります。

施行期日といたしましては、公布の日から施行となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第7号については事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもつて質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第7号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第7号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「令和3年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

	石原会計管理者。
石原会計管理者	<p>会計管理者、石原。</p> <p>議案第8号の「令和3年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の提案説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
加藤議長	岸総務課長、説明をお願いします。
岸総務課長	<p>総務課長、岸。</p> <p>議案第8号「令和3年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の補足説明をさせていただきます。</p> <p>決算書1・2ページをご覧ください。</p> <p>歳入歳出決算書、歳入全体表でございます。</p> <p>合計金額といたしまして、13億9,299万6,439円でございます。</p> <p>続いて、決算書3・4ページをご覧ください。</p> <p>歳入歳出決算書、歳出全体表でございます。</p> <p>合計金額といたしまして、12億9,316万4,022円でございます。</p> <p>決算書の7・8ページをご覧ください。</p> <p>歳入歳出決算事項別明細書、歳入から説明させていただきます。</p> <p>款2使用料及び手数料項1使用料目1使用料は、家庭系4,774万1,600円、事業系2億6,334万7,600円の、合計3億1,108万9,200円でございます。</p> <p>款4財産収入項1財産運用収入目1利子及び配当金は、2種類の基金を定期預金として運用した利子になります。</p> <p>決算書9・10ページをお願いいたします。</p> <p>款7諸収入項2雑入目1雑入は、主な収入として、スクラップ等売却料がございます。これは、不燃・粗大施設において破碎分別した鉄及びアルミの売却料でございます。再生品販売料については、管理棟1階エコサイクルプラザでごみとして搬入された自転車や家具類などを再生し販売したものとなります。</p> <p>決算書11・12ページをご覧ください。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>款2総務費項1総務管理費目1一般管理費節2給料及び節3職員手当等及び</p>

節4共済費は、職員20名と再任用職員2名分の人物費です。

決算書13・14ページをご覧ください。

節12委託料は、庁舎総合管理業務をはじめ15件の委託料となります。

節14工事請負費、建物修繕工事は、3号井戸からの水銀基準値超過対策として、上水道に切り替えるための仮設給水配管工事です。なお、予算については、全額予備費から充用しております。場内整備工事は、入口門扉レール付近のコンクリート舗装工事です。

節17備品購入費は、衣類乾燥機、事務用シュレッダー、タイムレコーダー、デジタルカメラを購入いたしました。

決算書15・16ページをご覧ください。

節24積立金は、財政調整基金積立金については令和2年度の決算剰余金と基金運用利子、廃棄物処理施設緊急整備基金積立金は運用利子です。

続いて、款3衛生費について説明させていただきます。

決算書17・18ページをご覧ください。

節10需用費、消耗品費は、焼却施設用及びリサイクルプラザ用部品等の購入費用でございます。薬品費は、主に有害物質除去用の薬品と焼却残渣無害化処理用の薬剤購入費用でございます。光熱水費は、組合全体の電気料金となります。

節12委託料は、施設管理運転業務委託をはじめ18件の委託費用でございます。

節14工事請負費は、焼却施設補修工事、リサイクルプラザ補修工事でございます。

決算書19・20ページをご覧ください。

目2埋立処分地管理費でございます。

節10需用費は、組合が管理する最終処分場に要する費用でございます。

節12委託料につきましては、浸出水処理施設保守点検業務及び水質測定業務をはじめ8件の委託費用でございます。残渣等処分につきましては、自区内処理ができないため外部委託を行っております。残渣の委託料につきましては、焼却残渣6,372トンと破碎不燃物319トンの処理委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金は、伊賀市内の処理施設に搬出した焼却残渣等の合計1,993トンの一般廃棄物の搬入に係る環境保全負担金でございます。

款4公債費は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のために平成27年から令和元年度に借り入れた財政融資資金等の元金及び利子の返済分です。

決算書23ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

令和3年度歳入総額は13億9,299万6,439円、歳出総額は12億9,316万4,022円、歳入歳出差引額は9,983万2,417円です。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は9,983万2,417円です。

以上で補足説明とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

ここで、決算審査の結果について監査委員からご報告をいただきます。

小嶋代表監査委員、お願いいいたします。

小嶋代表監査委員

代表監査委員の小嶋です。よろしくお願いします。

議長からご指名をいただきましたので、代表監査委員として、令和3年度の一般会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました令和3年度の一般会計歳入歳出決算について、令和4年の7月26日に、当事務所において永野雅則監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、令和4年8月2日付けで管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び付属書類の計数は正確であるか、予算は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

また、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

施設整備について、令和3年度は施設整備検討業務として、将来的な組合の施設整備方針を検討するまでの基礎資料が作成され、今後は施設更新または再延命化について具体的な方針を決定していくこととなりました。

しかし、昨今の日本経済は新型コロナウイルス感染症により景気が左右される状況であります。ウィズコロナの下で、景気はようやく持ち直しの動きが見られます、コロナ禍に加え、ウクライナ情勢の影響による物価高騰など、市町の財政状況は依然不透明であります。組合としてもあらゆる可能性について研究を深め、最善の方法を検討していただきたいと思います。

最後に、住民生活に必要不可欠なごみ処理事業を安定的に運営するために、新

型コロナウイルス等の感染症対策を徹底するとともに、施設の適正な維持管理のもと、事故防止に万全を期した運転管理に努めていただきたいとお願ひいたしまして、私からの報告とさせていただきます。

加藤議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

2件の通告がありましたので、発言を許します。

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員 3番川嶋恵美。

通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

歳入款4項1目1節1利子及び配当金の当初予算と比較して4万9,500円の減額です。理由は何でしょうか。

加藤議長 岸総務課長。

岸総務課長 総務課長、岸。

歳入款4項1目1節1利子及び配当金について回答させていただきます。

予算時に想定していた利率見込みが下がったためです。予算時の想定では、直近の利率を参考に、0.1%で試算を行いましたが、実際の預け入れでは0.05%の利率になったため、減額となりました。

加藤議長 3番川嶋恵美議員。

川嶋議員 ありがとうございます。

2つ目の質問です。

歳入款7項2目1スクラップ等売却料のスクラップ売却料が大幅な増額で、決算審査意見書12ページ、単価の急激な上昇と価格変動に対応した結果だとわかりました。もう少し具体的な効果をご説明ください。

また、CD・DVD等売却料が皆減ですが、どのように処理をされたのでしょうか。

そして、その他雑入のうちで28万2,679円の皆増は何でしょうか。お願いします。

加藤議長 小林施設課長。

小林施設課長

施設課長、小林。

スクラップ売却料は、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大で、自動車をはじめとする製造業やビルなどの建築に向けた需要が大きく落ち込んだことにより鋼材の需要が下がったため、下落しました。しかし、令和2年秋頃から需要が回復し始め、粗鋼の生産の急回復に対応するため、鉄スクラップの使用も増え、価格が高く変動したものであります。令和3年度に入ると経済活動は再開し、鋼材の需要が増えたことに伴い、スクラップの高騰に影響したと捉えています。

C D・D V Dにつきましては、令和3年度においても資源回収ストックヤードで回収しておりますが、搬出車両分の量がたまらなかつたため売却を見送り、皆減となっております。

その他雑入につきましては、主に、不燃・粗大プラットホームで自動扉が搬入車と接触する事故に伴い、保険会社から支払われた損害賠償金となります。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

3番目の質問です。

歳出款2項1目1節1報酬と節2給料の不用額が生じた理由をご説明ください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会や行政不服審査会を開催する際に委員への報酬を予算計上しておりましたが、開催することがなかつたため、不用額となりました。

給料につきましては、予算計上時に人事院勧告等に対応するように調整額として1%計上しており、主にその部分が不用額となったものです。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

4つ目の質問です。

歳出款2項1目1節17の衣類乾燥機はどのような目的で購入されていますか。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

主に職員の作業着や清掃時に使用したモップ、タオル等の乾燥用として使用し

ていたものが故障したため、購入いたしました。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

5つ目の質問です。

自治行政の実績に関する調書の33ページ、可燃ごみの灯油使用量が、多いときは10キロリットル、少ないときは0キロリットルです。この差は何でしょうか。お願ひします。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

可燃ごみの灯油は、主に焼却炉の運転開始・停止時に燃焼させて、ごみを燃やすための補助として使用しております。また、炉内の耐火物の工事後には約3日間の乾燥焚きを行うことから、10キロリットル程度の灯油を使用します。

7月の10キロリットルは、乾燥焚きに使用したもので。10月と3月は、焼却炉の運転開始・停止をしなかったため、灯油の使用がありませんでした。

加藤議長

これにて、川嶋恵美議員の議案質疑を終わります。

次に、4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

議案第8号について質疑をさせていただきます。

一番最初の質疑ですが、ただいま川嶋議員が最初に質疑された内容と全く重なります。この場合、再質疑があるのですが、議長、再質疑からスタートしてもよろしいでしょうか。

加藤議長

はい。

舟橋議員

わかりました。

歳入の款4項1目1節1財政調整基金利子についてですが、先ほどの川嶋議員の質疑に対する答えから、利率見込みが下がったためということはわかりました。

利率が年度途中で下がったということでしょうか。それはいつのことだったかお答えください。また、補正予算計上ができなかった理由もお願ひします。

加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	<p>総務課長、岸。</p> <p>定期預金の金利は、預け入れの都度見積収を行い、金利の最も高い金融機関を選定しております。令和3年度に収入した定期預金は2件あり、預入決定日は令和2年6月23日と令和3年1月25日となっております。本来補正すべきでした。今後気をつけます。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>次に、歳入款7項2目1節1羽毛布団売却料についてお聞きします。</p> <p>前年度の10万1,750円からさらに売却料が大きく増え、令和3年度は34万2,980円となっていますが、これは量の増加によるものでしょうか。また、この羽毛布団はどのような形で搬入されているのか、お答えください。</p>
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	<p>施設課長、小林。</p> <p>増えた理由は、回収量の増加によるものです。売却枚数は、令和3年度は895枚、令和2年度は253枚がありました。</p> <p>羽毛布団の搬入は、組合市町の粗大ごみで回収されたもの、当組合に直接搬入されたものになります。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>再質疑いたします。</p> <p>これだけの売却収入が得られるのであれば、資源回収ストックヤードでの回収品目に加えてもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。現在の28品目に羽毛布団が入っていないのは、何か理由があるのでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	<p>資源回収ストックヤードの回収品目に加えることは、今後、組合市町と協議して判断してまいります。</p> <p>品目に入っていない理由は、現在、組合市町の拠点施設では回収していないこ</p>

とから、当組合としても回収はしておりません。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、歳出です。

款2総務費及び款3衛生費において、2号炉の排ガスから基準値を超える全水銀濃度が検出されたことに伴う歳出についてお聞きします。

測定業者から昨年12月21日に連絡を受けて以降、令和3年度に必要となった費用は総額でどれだけでしょうか。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

必要になった費用は、総額で856万7,790円ありました。

内訳として、排ガス関係で682万2,210円、地下水関係では174万5,580円ありました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

私は排ガス関係の部分についてお聞きをいたしましたが、3号井戸の地下水から基準値を超える総水銀濃度が検出されたことに伴い必要となった費用についてもご答弁をいただきました。

では、排ガス関係、地下水関係、それぞれの内訳をお聞かせください

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

内訳として、排ガス関係は、水銀に関する排ガス測定として72万400円、焼却施設の集じん器の点検清掃として253万円、場内に仮置きした草ごみの運搬として23万1,000円、啓発用のぼり旗の購入として3万6,850円、活性炭を混合した薬剤として330万3,960円ありました。

地下水関係は、水銀に関する地下水の水質測定として55万7,580円、仮設給水配管工事として118万8,000円ありました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員	次に、歳出款2項1目1節21損害賠償金のため、12節から流用したことについてお聞きします。
	尾三衛生組合予算決算会計規則に基づき流用調書を作成されたのでしょうか。予備費からの充用でなく、同項内の流用とした理由をお聞かせください。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	令和3年8月16日に発生した事故の賠償金について、尾三衛生組合予算決算会計規則に基づき流用調書を作成しております。
	賠償金支払いにおいて、予備費から充用ではなく流用とした理由は、個々具体的に判断するものでありますが、原則的には、まず流用できる場合は流用で対処し、それができない場合に予備費を充てることが適当と考えております。
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	再質疑いたします。
	予算決算会計規則第17条には、「予算に定める歳出予算の各項の流用を必要とする場合は、各課等の長は、流用調書を総務課長に提出しなければならない」と記されています。
	今回の場合は、流用調書を受け取る総務課長が提出者でもあったわけですが、どのように対処されたのでしょうか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	総務課が起案の流用調書についても総務課長へ提出しておりますが、流用決裁につきましては事務局長の決裁を受けております。
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	次に、歳出款2項1目2節7牛乳パック紙すき教室に対する報償費の執行がないことについてお聞きします。
	参加申込みが2回ともゼロだったということでしょうか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。

岸総務課長

牛乳パック紙すき教室は2回開催を予定しておりましたが、1回目は参加申込者がおらず、2回目は、申込者4名でありましたが、講師の方が急病により中止となつたため、報償費の執行がございませんでした。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

牛乳パック紙すき教室は、令和2年度の参加者が各1名となっておりましたので、コロナ禍とはいえ、継続実施が危ぶまれることにならないか心配をしておりました。

令和3年度は、申込みが4名あったけれども中止にせざるを得なかつたことがわかりましたが、申込みいただいた4名の方は小学生だったのでしょうか。

また、今年度から美化だよりに掲載するリサイクル教室の案内に「夏休み子供向け教室」という言葉を加えて募集をされておりますが、対象の教室の令和3年度までの実績として、特に子供向けと募集していなくても、参加者は子供たちがほとんどだったのでしょうか。保護者の参加はなかつたのでしょうか。

そして、来年度に向けて確認しておく必要があると考えますのでお聞きしますが、今年度の夏休み子供教室の実施状況はどのようにあり、令和3年度実績と今年度の状況を踏まえて、参加人数を増やすための取組をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

牛乳パック紙すき教室につきましては、申込みいただいた4名は、全て小学生でした。

また、夏休み子供向け教室ですが、以前から当組合ホームページでは子供向けとして募集をかけており、ほとんどが小学生以下の参加者となっておりました。

令和4年度の夏休み子供向け教室につきましては、当初8教室予定しておりましたが、牛乳パック紙すき教室が講師の都合により昨年度に引き続き中止となつたため、7教室の開催となっております。

教室に参加された方の合計は、大人が2名、保護者が3名、小学生が37名、幼児が9名の、計51名となっており、令和3年度と比較すると、13名参加人数が増えております。

参加人数を増やすことの取組といたしましては、今年度新たに組合市町の広報紙への掲載依頼をいたしました。また、今後も、当組合の美化だより及びホームページにおいても教室開催の告知を継続して行ってまいります。

加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>次に、歳出款3項1目2節12浸出水処理施設清掃業務委託料についてお聞きます。</p> <p>当初予算32万8,000円を上回る決算額、42万2,400円となった理由をお聞かせください。</p>
加藤議長	答弁、竹谷業務課長。
竹谷業務課長	<p>業務課長、竹谷。</p> <p>この業務は、折戸最終処分場の埋立物の層に浸透した雨水等がたまる地中の集水ピットの清掃を行うための予算で、この決算額は27万9,400円でありましたが、別に、沈殿槽について緊急で清掃の必要性が生じたために、同節の委託料の中から予算を流用し、14万3,000円で沈殿槽の清掃業務を行ったため、決算額が当初予算額を上回ったものです。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>再質疑いたします。</p> <p>緊急で沈殿槽の清掃が必要になったとのことですが、それが判明したのはいつのことでしょうか。</p> <p>また、同じ節内で流用したことですが、私が質疑しなければ、この流用はわからないままでした。自治行政の実績に関する調書にも、沈殿槽の清掃のことは何も書かれていません。これまでにもこのようなことは行われてきたのでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、竹谷業務課長。
竹谷業務課長	<p>沈殿槽の清掃については、令和4年1月に実施した職員による月例点検において判明いたしました。</p> <p>これまでにも、次年度に持ち越せない緊急性の高い場合や臨時会等の調整が困難で補正対応ができないと判断した場合には、流用で対応したことがございます。</p>

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、焼却残渣の処分についてお聞きします。

自治行政の実績に関する調書25ページの焼却残渣民間処理の三重県伊賀市内1,846トンは、三重中央開発株式会社への処理委託と思いますが、埋立処分と資源化はそれぞれ何トンだったのでしょうか。焼却残渣の資源化率は令和3年度どれだけだったのか、お答えください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

1,846トンは、全て三重中央開発株式会社への処理委託実績であります、その内訳は、飛灰の埋立処分が47トン、焼却灰の資源化が1,799トンでした。

令和3年度の焼却残渣資源化率は37.5%で、総排出量6,372トンに対し、2,392トンを資源化しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

三重中央開発株式会社に飛灰埋立処分も委託されたのは、過去の自治行政の実績に関する調書を見る限り、令和3年度からと認識をしておりますが、それで正しいでしょうか。

愛知臨海環境整備センター、豊田加茂環境整備公社に比べて、飛灰埋立処分費の1トンあたりの処分費が2倍以上高い三重中央開発株式会社に、少量とはいえ処分を委託することとした理由をお聞かせください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

三重中央開発株式会社への飛灰埋立処分委託は、令和2年度から行っております。

搬出先は、主に愛知臨海環境整備センター及び豊田加茂環境整備公社に埋立処分を委託していますが、いずれも運搬業務は入札で決めていたため、令和3年度に受託者が変更になり、最終処分場側の運搬車両登録等の手続に約1週間かかり、その期間中の搬出ができなかったため、4月上旬、約1週間分の飛灰搬出にかかる処分を委託したものです。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、自治行政の実績に関する調書43ページに、破碎不燃物の処理委託先として、新たに長野県上伊那郡飯島町の田切クリーンセンターが出ていますが、どのようにして新しい委託先を見つけられたのでしょうか。

処理委託先が複数あることは望ましいことであると考えますが、田切クリーンセンターを委託先と決めた理由についてもお聞かせください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

田切クリーンセンターは、平成21年度から平成29年度までの9年間、当組合の処理をしていただいた実績がございます。

当該処分場は、埋立容量の減少に伴い、平成30年度から受入れが地元のみに制限されました。しかし、令和元年10月から新たな処分場での受入れが開始されたため、令和2年度に飯島町役場及び田切クリーンセンターと受入れ再開についての協議を行い、令和3年度からの処理委託をお願いしたところでございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

田切クリーンセンターの平成29年度と令和3年度の処分費を比較すると、1トンあたりの処分費に大きな差はあるのでしょうか。

また、前年度までは破碎不燃物は全て三重中央開発株式会社へ処分委託していたものを、令和3年度は田切クリーンセンターへ5割を超える53.9%を処分委託されましたが、この割合についてどのように決められたのでしょうか。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

令和3年度の田切クリーンセンターの処理単価は、1トンあたり3万4,100円であり、平成29年度の処理単価3万240円と比較いたしますと、3,860円の増額となっております。

搬出割合につきましては、当初の見込みでは、それぞれの処分場に150トンずつの搬出予定でありましたが、見込みより増えた分を処理費の安い田切クリーンセンターで処理を行ったことにより、その結果としてこの割合となったものでございます。

以上です。

加藤議長

これにて、4番舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第8号の通告による質疑は終わりました。

これより、討論、採決に入ります。

議案第8号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ、議案第8号について、賛成の立場で発言をいたします。

令和3年度は、前年度から続くコロナ禍の中、ごみ処理という生活に欠かすことのできない、まさにエッセンシャルワークを確実に遂行いただきましたことに感謝申し上げます。

今、確実にと申し上げましたが、昨年12月21日に判明いたしました2号炉排ガスの全水銀濃度が、基準値50マイクログラムに対して73マイクログラムであったことから、12月23日から27日までの5日間は1号炉も2号炉も停止、2号炉は年が明けた1月7日になって再稼働という事態が発生し、加えて3号井戸の地下水の総水銀濃度が基準値を超過していることが同じタイミングで判明し、3号井戸の使用を停止することになりました。

搬入ごみの量が増える年末年始であったことからどうなることかと大変心配いたしましたが、大きな混乱を生じることなく、住民がいつもどおりにごみ出しçekできたのは、職員の皆さんのが適切に対応いただいたからこそと思います。

排ガスの基準値超過の原因は、可燃ごみの中に水銀使用製品が混入していた可能性が高いと考察されており、その後の測定結果を見ましても、一時的なことではなかったと思われますが、3号井戸の地下水については、今年度に入ってからも基準値を超える総水銀濃度を検出していることは大変気になります。

令和3年度決算においては、排ガス及び地下水において基準値を超える水銀が検出されたことに伴う歳出として、追加の測定費や集じん器の点検清掃費、薬剤費、仮設給水配管工事費等の856万7,790円は必要な経費であったと理解することができました。予備費の充用についても適切であったと考えます。

そのほかの歳出については、エコサイクル推進事業費の夏休み子供向けリサイクル教室の参加人数がコロナ前までは回復できていないことが残念ですが、それでも年々増えてきており、今後は、SDGsの取組として、アイコンも入れて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、埋立処分場管理費の浸出水処理施設清掃業務委託料について議案質疑いたしましたが、当初予算を上回る決算額となった場合には、その理由がわかるよ

う、自治行政の実績に関する調書に書いていただくことを求めます。

緊急に必要となったことから予算流用したことは理解をいたしますが、こちらから聞かなければわからないということは、できれば避けてください。

そして、焼却残渣資源化率は、令和2年度の42.1%を下回るもの、令和3年度は37.5%ということで、引き続き高い資源化率であることは大変評価いたします。高い資源化率であるからこそ、ぜひ自治行政の実績に関する調書にこの数字は載せてください。

最後に、歳入につきましては、諸収入のスクラップ売却が、前年度約15万円から、令和3年度は約1,900万円と大幅な増額となりました。これについて、スクラップの需要が高まったことによる単価の急激な上昇ということですが、価格変動に対応するために、契約期間を年2期から四半期ごとに変更いただいたことは、収入増につながる大変よい変更であったと評価いたします。

そのほか、補正対応については今後適正に対応いただくことを求めまして、私の賛成討論といたします。

加藤議長

次に、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

これにて討論を終結し、採決します。

議案第8号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第9号「令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第9号「令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」について説明させていただきます。

表紙をおめくりいただき、議案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,995万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億636万4,00

0円に定めるものであります。

7・8ページをお願いいたします。

2、歳入です

款5繰入金項1基金繰入金目1財政調整基金繰入金を4,012万1,000円増額するものでございます。こちらは、後ほど説明いたします款3衛生費の増加額分を調整させていただいたものです。

款6繰越金項1繰越金目1前年度繰越金につきましては、令和3年度の決算剰余金9,983万1,000円を増額するものでございます。

9・10ページをお願いいたします。

3、歳出です。

款2の総務費項1総務管理費目1一般管理費節24積立金は、財政調整基金へ令和3年度決算剰余金を積立てするものでございます。

款3衛生費項1清掃費目1塵芥処理管理費節10需用費は、薬品費及び光熱水費の増額となります。薬品費は使用量の見直しによる増額、光熱水費については電力料の燃料調整単価の上昇によるものです。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

2件の通告がありましたので、発言を許します。

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

議案第9号について質疑いたします。

歳出款2項1目1節24廃棄物処理施設緊急整備基金積立金について、この基金に2,000円増額補正する理由をお聞かせください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

定期預金利子を全額積み立てるための増額です。

当初予算時は1億200万円の運用額に対し利率0.05%で試算し、5万1,000円を計上しておりましたが、実際の預け入れでは利率が0.051%となり、1,020円の増額となりました。補正をしない場合、1,020円分が積立てという形で支出できないため、増額補正する必要があります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑します。

基金の利率上昇に伴う利子増加分の補正増であるなら、歳入の款4項1目1節1の財産収入の利子及び配当金の廃棄物処理施設緊急整備基金積立金利子の増額もセットであるべきと考えます。

今回のこの補正予算では、歳出の、今問題になっている2,000円の財源は財政調整基金ということになってしまいます。なぜ今回このように歳入についても増額をしなかったのか、お答えください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

歳入款4項1目1節1の財産収入の利子及び配当金については、予算額以上の支出ができない歳出と異なり、増額補正を行わなくても受入れが可能であるため、歳入については増額補正を行っておりませんでしたが、今後気をつけさせていただきます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、歳出款3項1目1節10薬品費についてお聞きします。

薬品の量の見直しは、何に使用する、どのような薬品を増やすのでしょうか。当初予算で見込んだ量と何が違って、このように増額しなければならなくなつたのか、ご説明ください。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

施設課長、小林。

当初予算の水銀対策に係る試験焼却に用いた薬品には、塩化水素除去のための高反応消石灰に加え、水銀を除去する活性炭と飛灰中の重金属の固定及びバグフィルタのろ布を保護する水酸化アルミニウムを含んでおり、キレート剤と特殊反応助剤の購入費用の削減が見込まれるものがありました。

しかし、試験焼却の結果、水酸化アルミニウムを混合した薬剤は排ガスの安定的な管理ができず、当組合のごみ焼却施設には適さないものであったため、削減を見込んでいたキレート剤、特殊反応助剤の購入が必要になり、増額するものであります。

量の違いにつきましては、高反応消石灰は、当初予算310トンから359ト

ンに4.9トン増量しますが、水酸化アルミニウムを除くことで1,070万円の減額。特殊反応助剤は、当初予算5.6トンから17.4トンに11.8トン増量し、1,213万円の増額。キレート剤は、当初予算2.6トンから4.8トンに2.2トン増量し、1,261万2,000円の増額。合計で1,404万2,000円を補正するものであります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

試験焼却をした結果、水酸化アルミニウムを混合した薬剤では排ガスの安定的な管理ができないので、当組合のごみ焼却施設には適さないものであったと結論づけておられますが、9月22日に議員に説明いただきました試験結果では、水酸化アルミニウムを混合した薬剤を吹き込んだ場合の測定値は、1回目と2回目の測定値に2マイクログラム程度の開きがあり、それが安定的な管理ができないということなのでしょうか。

排ガスの安定的な管理とは一体どのようなことを指しておられるのか、ご説明ください。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

試験焼却における排ガスの安定的な管理ができないとは、ご指摘のような測定値の開きではなく、塩化水素濃度が高くなる傾向のことでありました。

排ガスの安定的な管理とは、塩化水素のほか、硫黄酸化物、窒素酸化物などの有害物質の濃度を基準値内で管理することを指します。

加藤議長

これにて4番舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。

次に、7番眞子伸生議員。

眞子議員

7番眞子伸生です。

まず最初に、歳入についてお尋ねいたします。

款5繰入金として4,012万1,000円を財政調整基金から繰り入れています。令和3年度の決算剰余金が9,983万2,417円、財政調整基金に全額繰り入れるのではなく、財政調整基金繰越金として計上することも可能と考えますが、財政調整基金から繰り入れる理由は何でしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

款5繰入金4,012万1,000円は、令和4年度の歳出の増加に伴い財政調整基金より繰り入れする補正額であり、令和4年度中に支出するものになります。

款6繰越金9,983万1,000円は、令和3年度の決算剩余金で全額財政調整基金に積み立て、令和5年度当初予算に繰入金として計上するよう、組合市町で協議したものであります。

加藤議長

7番眞子伸生議員。

眞子議員

再質問します。

令和4年3月31日現在財政調整基金は、普通預金7,609万5,164円、定期預金2億2,800万円となっており、令和4年度当初予算繰入金は1億7,222万5,000円です。

補正予算での財政調整基金からの繰入金は定期預金を取り崩すことなると思うのですが、どのようにですか。

また、定期預金を取り崩して新たに財政調整基金に積み立てることは、財政調整基金の適正な運用に即していないと思うのですが、いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

今回の繰入金は、定期預金を途中解約するものではなく、満期が来てから繰入れを行いますので、適正と考えております。

加藤議長

7番眞子伸生議員。

眞子議員

次に、歳出についてお伺いします。

款3衛生費項1清掃費目1塵芥処理管理費についてお聞きします。その薬品費と光热水費の増額理由についてお伺いいたします。

まず、薬品費1,404万2,000円の内容はどのようにですかという、これについては今、前に舟橋議員が聞かれましたので、その質問については割愛させていただきます。

そこで、これについての再質問。答弁は一緒でございましたので、再質問ということで、薬剤の変更というのは、もう一度確認しますが、水銀対策のためと理解してよろしいでしょうか。

- 加藤議長 答弁、小林施設課長。
- 小林施設課長 施設課長、小林。
薬剤の変更は、水銀対策によるものであります。
- 加藤議長 7番眞子伸生議員。
- 眞子議員 次に、光熱水費 2, 607万5,000円の増額理由で、電力料金の燃料費調整額の上昇によるとあります。当初予算時の年間消費電力量と単価、今後の電力使用量の予想量と単価上昇の予測はどのようですか。
また、節電に対する考え方とその対策はどのようなようか、お聞きいたします。
- 加藤議長 答弁、小林施設課長。
- 小林施設課長 初予算の年間消費電力量は730万キロワットであり、今後の予定量も同様に考えています。
また、当初予算の燃料費調整単価につきましては、年間を通して1キロワットあたり0.78円を見込んでおりましたが、原油、LNG、石炭等の資源エネルギーの市場価格が上昇し、国内の電力価格も上昇している中、契約電力会社による今後の見通しが示され、最大8.79円になる上昇が示されたものであります。
節電対策につきましては、省エネルギー等推進委員会を開催し、進めているところであります。
今後の対策としましては、焼却施設棟の夜間照明を減らすこと、ごみ処理施設の運転に支障がない範囲で機器の運転時間を減らすことなどを実施しています。
- 加藤議長 7番眞子伸生議員。
- 眞子議員 今答弁がありましたように、最大で8.79円ということで、キロワットあたり8円という大幅な燃料調整単価が上昇するということで、非常に大変な上昇になるかと思います。
ここで再質問なんですが、これらの対策による削減効果はどの程度を考えられているのか、お教えてください。
- 加藤議長 答弁、小林施設課長。

小林施設課長

削減効果は、年間消費電力量の約1%の削減を考えています。

加藤議長

これにて、7番眞子伸生議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第9号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第9号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第9号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議員提出議案第1号「議員派遣について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番大川博議員。

大川議員

2番大川博、議員提出議案第1号「議員派遣について」説明させていただきます。

提案理由につきましては、尾三衛生組合の会議に関する規則第62条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからです。

目的としては、処理方式の異なる最新のごみ焼却施設を視察することで施設の実情を把握するとともに、組合より搬出される飛灰等の埋立て状況を確認することにより、今後の組合運営に活用することを目的としています。

派遣場所としましては、愛知県東浦町にあります東部知多衛生組合と、愛知県武豊町にあります知多南部広域環境組合と、同じく愛知県武豊町にあります公益財団法人愛知臨海環境整備センターです。

派遣期間としては、令和4年10月18日の1日とします。

派遣議員は、尾三衛生組合全議員とします。

以上、提案とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号について、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認めます。よって、派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任することに決定しました。

日程第9、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。

報告者の説明を求めます。

加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長、加藤。

専決処分の報告についてご説明させていただきます。

配付資料の「専決処分報告書」をご覧ください

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

専決事項の内容につきましては、管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

事故の概要につきましては、令和4年5月16日月曜日に、灰積出室において焼却残渣運搬車両への灰積込み作業中、クレーンバケットが振れ、運搬車両の荷台後部に接触する事故が発生したものでございます。

過失割合は組合側100%、損害賠償額は5万9,950円でございました。

今後につきましては、より一層安全運転を徹底させることにより事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

加藤議長

報告は終わりました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者閉会挨拶、近藤管理者。

近藤管理者

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案させていただきました議案につきましてご審議を賜り、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、小嶋代表監査委員におかれましては、決算審査を賜り、そして今日のご報告をいただきまして、ありがとうございました。今後もご指導いただきますようお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症と併せまして、季節の変わり目でもございますので、くれぐれもご健康にご留意いただきまして、一層の活躍をされますことを心からお祈り申し上げます。

今後とも、本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げて、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

本定例会閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして令和4年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

田中書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。
これにて本日の日程を終了いたします。

(閉会 午後 3時 2分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年11月4日

議長

藤 達雄

署名議員

永野 雄則

署名議員

大川 博